知財様式１（記載例）

平成　　年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　殿

（機関名）

（部署・職名）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　役職印

≪契約調印者、または知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ者≫

知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書

　委託研究の成果に係る知的財産権について、以下のとおり通知します。

１．本通知に係る委託研究の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 研究タイプ |  |
| 研究領域もしくはプログラム名  （ない場合は「なし」と記載） |  |
| 研究題目もしくは研究開発課題名 |  |
| 契約番号もしくは課題番号 |  |
| 研究（開発）担当者及び所属・職名  (研究実施当時) |  |
| 研究（開発）期間 | 平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 |

※　事業名、研究タイプ、研究領域もしくはプログラム名等は委託研究契約書に記載の名称をご記入ください。

※「契約番号もしくは課題番号」は、直近のものを記入。契約番号が付与されていない契約は不要。

２．対象となる知的財産権について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共通 | 通知内容（注１） | 知財出願（注２）・知財登録・移転（注３）・放棄（注４） |
| 出願国 |  |
| 知的財産権の種類（注５） |  |
| 発明等の名称（注６） |  |
| 出願日 | 年　　月　　日 |
| 出願番号（注７） |  |
| 出願人（注８） |  |
| 優先権主張等（注９） |  |
| 知財  登録 | 登録番号 |  |
| 登録日 | 年　　月　　日 |
| 移転  (注３) | 移転日 | 年　　月　　日 |
| 移転先名称（住所）(注10) |  |
| 放棄  (注４) | 放棄の種類 |  |
| 放棄の理由 |  |
| 放棄の法的期日 | 年　　月　　日 |
| 特記  事項 |  | | |

* 出願の場合は、出願番号、出願日、優先権主張番号、国等の委託研究の成果に係る出願である旨の記載を確認する書類（出願プルーフの願書等）の写しを添付してください。（注11）

また、登録等の場合は、登録番号等を確認する書類（特許証等）の写しを添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| （注意事項） | |
| （注１） | 知財出願、知財登録、移転、放棄から該当するものを選択してください。 |
| （注２） | ＰＣＴ出願の場合は、出願時および各国移行時にご提出ください。 |
| （注３） | 合併又は分割による移転、産業技術力強化法施行令第１１条第３号に該当する移転（専用実施権等の設定等に係るものを除く）の場合には、特記事項に事前申請の例外となった根拠を特記事項に記載してください。 |
| （注４） | 放棄の種類は、出願取り下げ、拒絶承服、維持年金不納から該当するものを記載してください。  なお、第三者と共有する知的財産権を研究機関が放棄することにより、当該第三者に研究機関の持分が移転することとなる場合は、「放棄」ではなく「移転」の取扱いとしますので、「移転」と同様の事前申請（知財様式３）および通知（本知財様式）を行ってください。 |
| （注５） | 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権又は著作権のうち、該当するものを記載して下さい。 |
| （注６） | 該当する①～④の事項を記入して下さい。  ①　発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称  ②　回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）  ③　植物体の品種にあっては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称  ④　著作権にあっては、著作物の名称 |
| （注７） | 番号については、当該種類に係る設定登録の出願又は申請番号もしくは著作物の登録番号又は管理番号を記載して下さい。 |
| （注８） | 出願人が複数ある場合は、すべての出願人を記入してください。 |
| （注９） | 優先権を使った場合の原特許の出願番号、海外特許の場合の当該発明等の国内出願番号を記入してください。 |
| （注10） | 移転先が複数ある場合は、すべての移転先について記入してください。 |
| （注11） | 国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願の場合、出願に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願である旨を記載する必要があります。  【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】  平成〇〇年度、国立研究開発法人科学技術振興機構、〇〇事業「研究題目名」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願 |

≪制度固有の取扱い ①：ＳＩＰ【 共通 】≫

・戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）については、合併又は分割による移転、産業技術力強化法施行令第１１条第３号に該当する移転であっても、例外なく知財様式３による事前申請が必要となります。

≪制度固有の取扱い ②：ＳＩＰ【 エネルギーキャリア 】≫

・出願に係る通知の場合、出願国の欄に、「日本」・「ＰＣＴ」・「パリルート」のいずれかを記入し、加えて、パリルート出願及びＰＣＴ各国移行の場合は国名を記載してください。